

預金規定の一部改定のお知らせ

当金庫の預金規定について、期限前解約利率（中途解約利率）の計算方法にかかる事項を以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

【期限前解約利率の計算方法】

〔変更内容〕

期限前解約利率（預入日から解約日までの期間に応じた利率）の
小数点以下の取扱い

変更前	小数点第3位以下は切捨てます。
変更後	小数点第 <u>4</u> 位以下は切捨てます。

〔対象預金規定〕

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
期日指定定期預金規定
自動継続期日指定定期預金規定
変動金利定期預金規定
自動継続変動金利定期預金規定

〔改定日〕

令和元年10月24日

※改定後の規定一部抜粋「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」

2. (利息)

(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせください。

日本海信用金庫